○八尾市墓地、埋葬等に関する法律施行条例

平成24年３月30日
条例第17号

（趣旨）

第１条　この条例は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）第10条の規定による経営の許可等に係る事前手続並びに墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の設置場所等、構造設備及び管理の基準その他法の施行について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例の用語の意義は、法の定めるところによる。

（墓地等の経営主体）

第３条　墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、市長が、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

（１）　地方公共団体

（２）　宗教法人法（昭和26年法律第126号）第４条第２項に規定する法人（以下「宗教法人」という。）であって、大阪府内にその主たる事務所又は従たる事務所を有するもの

（３）　墓地等の経営を目的とする公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第１項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）であって、大阪府内にその主たる事務所又は従たる事務所を有するもの

（標識の設置）

第４条　法第10条第１項又は第２項の規定による許可を受けて墓地若しくは火葬場を経営し、又はこれらの区域を拡張しようとする者（以下「申請予定者」という。）は、当該許可の申請に先立って、当該墓地又は火葬場の設置又は拡張の計画（以下「墓地の設置等の計画」という。）の周知を図るため、規則で定めるところにより、当該墓地又は火葬場の設置又は拡張の予定地の見やすい場所に標識を設置し、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

（説明会の開催）

第５条　申請予定者は、当該許可の申請に先立って、規則で定めるところにより、当該墓地又は火葬場の設置又は拡張の予定地から100メートル以内の建物の使用者、管理者等に対し、墓地の設置等の計画について周知するための説明会を開催し、速やかに、その説明会の内容等を市長に報告しなければならない。

（勧告）

第６条　市長は、申請予定者が第４条に規定する標識を設置しないときは、当該標識を設置すべきことを勧告することができる。

２　市長は、申請予定者が前条に規定する説明会を開催しないときは、当該説明会を開催すべきことを勧告することができる。

（公表）

第７条　市長は、前条第１項又は第２項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告に従わない者の氏名又は名称、住所及び当該勧告の内容を公表することができる。

２　市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめその旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び証拠の提出の機会を与えるため、意見の聴取

の手続を行わなければならない。

（経営の許可の申請）

第８条　法第10条第１項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

（１）　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

（２）　墓地等の名称及び所在地

（３）　墓地等の区別

（４）　墓地等の構造設備の概要

（５）　墓地にあっては、その区域の概要

（６）　前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（１）　法人（地方公共団体を除く。）にあっては、その登記事項証明書

（２）　墓地等の構造設備を明らかにした図面

（３）　墓地にあっては、その区域を明らかにした図面

（４）　墓地及び火葬場にあっては、これらの周囲100メートル以内の区域の状況を明らかにした図面

（５）　前各号に掲げるもののほか、規則で定める書類

（変更の許可の申請）

第９条　法第10条第２項の規定による変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

（１）　前条第１項第１号から第３号までに掲げる事項

（２）　変更の内容

（３）　変更後の前条第１項第４号及び第５号に掲げる事項

（４）　墓地及び納骨堂にあっては、改葬の必要性の有無及びその内容

（５）　前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（１）　変更の内容を明らかにした図面

（２）　変更後の前条第２項第２号及び第３号に掲げる書類

（３）　墓地及び火葬場にあっては、変更後の前条第２項第４号に掲げる書類

（４）　改葬を必要とする場合にあっては、改葬の内容を明らかにした書類

（５）　前各号に掲げるもののほか、規則で定める書類

（廃止の許可の申請）

第10条　法第10条第２項の規定による廃止の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

（１）　第８条第１項第１号から第３号まで及び前条第１項第４号に掲げる事項

（２）　前号に掲げるもののほか、規則で定める事項

２　前項の申請書には、前条第２項第４号に掲げる書類を添付しなければならない。

（みなし許可に係る届出）

第11条　法第11条第１項又は第２項の規定により法第10条第１項の許可又は同条第２項の規定による許可があったものとみなされる処分があったときは、当該処分に係る墓地又は火葬場の経営者は、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

（墓地等の設置場所等の基準）

第12条　墓地及び火葬場は、住宅及び病院、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第41条に規定する児童養護施設その他これらに類する施設であって規則で定めるものの敷地から100メートル以上離れていなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、市長が、市民の宗教的

感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

（1） 地方公共団体が経営する墓地について、当該墓地の需要に応じてその区域を拡張しようとするとき。

（2） 宗教法人が経営する墓地について、当該宗教法人の宗教法人法第３条に規定する境内地内において、当該墓地の需要に応じてその区域を拡張しようとするとき。

（3） 共同墓地（市の区域内に住所を有する者等の地縁に基づいて形成された団体により設置され、及び管理されている墓地をいう。）について、当該共同墓地の需要に応じてその区域を拡張しようとするとき。

（4） 前３号に定めるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

2 墓地及び火葬場は、飲料水を汚染するおそれのない場所に設置しなければならない。

3 墓地等の土地については、当該墓地等の経営者（地方公共団体を除く。）が、当該墓地等の土地を所有し、かつ、当該土地に所有権以外の権利が設定されていないものでなければならない。ただし、市長が、当該墓地等の経営に支障がないと認めるときは、この限りでない。

（墓地の構造設備の基準等）

第13条 墓地には、次に掲げる構造設備を設けなければならない。ただし、市長が、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

（1） 外部から墳墓を見通すことができないようにするための障壁又は密植した垣根

（2） 個々の墳墓に接し、かつ、支障なく墓参をすることができる通路

（3） 雨水等が停滞しないようにするための排水路

（4） 墓地の規模に応じた管理事務所、便所、駐車場並びに給水及びごみ処理のための設備（墓地の付近にあるこれらのものを含む。）

2 墓地の構造設備については、植栽を行う等周辺の生活環境と調和するように配慮しなければならない。

（納骨堂の構造設備の基準）

第14条 納骨堂には、次に掲げる構造設備を設けなければならない。ただし、市長が、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

（1） 出入口の扉を施錠するための設備

（2） 堅ろうな外壁及び屋根

（3） 消火又は防火のための設備

（4） 換気のための設備

（5） 納骨堂の規模に応じた管理事務所、便所、駐車場並びに給水及びごみ処理のための設備（納骨堂の付近にあるこれらのものを含む。）

（火葬場の構造設備の基準）

第15条 火葬場には、次に掲げる構造設備を設けなければならない。ただし、市長が、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

（1） 外部から火葬場を見通すことができないようにするための障壁又は密植した垣根

（2） 防臭及び防じんに対し十分な能力を有する火葬炉

（3） 収骨室

（4） 収骨容器等を保管する設備

（5） 残灰庫

（6） 火葬場の規模に応じた管理事務所、待合室、便所並びに給水及びごみ処理のための設備

（7） 霊安室

（変更又は廃止の許可の基準）

第16条 法第10条第２項の規定による許可を受けようとする者は、改葬を必要とするときは、これが完了していることを確認しなければならない。

（変更の届出）

第17条 墓地等の経営者は、第８条第１項第１号又は第２号に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

（工事の完了の検査等）

第18条 墓地等の経営者は、正当な理由がある場合を除き、法第10条第１項の許可又は同条第２項の規定による変更の許可を受けた後３年以内に、当該許可に係る工事を完了しなければならない。

２ 墓地等の経営者は、法第10条第１項の許可又は同条第２項の規定による変更の許可に係る工事が完了したときは、速やかに、その旨を市長に届け出て、その検査を受けなければならない。

３ 墓地等の経営者は、前項の検査を受けた後でなければ、当該検査に係る墓地等を使用してはならない。

（管理の基準）

第19条 墓地等の経営者は、次に掲げる措置を講じなければならない。

（１） 老朽化し、又は破損した構造設備の修復等の措置

（２） 墓地等を常に清潔に保つため必要な措置

（埋葬の禁止等）

第20条 墓地の経営者は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から規則で定める地域においては、埋葬をさせてはならない。

２ 墓地の経営者は、前項の規則で定める地域以外の地域において埋葬をさせるときは、地表まで1.5メートル以上の余地を残してこれをさせなければならない。

（無縁の焼骨等の保管等）

第21条 墓地又は納骨堂の経営者は、無縁の焼骨等を発掘し、又は収容したときは、これらを当該墓地又は納骨堂の一定の場所に保管しなければならない。

２ 前項の場合において、墓地又は納骨堂の経営者は、同項の焼骨等の発掘又は収容の場所及び年月日その他必要な事項を記録しておかなければならない。

（委任）

第22条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

１ この条例は、平成24年４月１日から施行する。

（経過措置）

２ この条例の施行の際、大阪府墓地、埋葬等に関する法律施行条例（昭和60年大阪府条例第３号）の規定により、現に効力を有する大阪府知事が行った許可等の処分その他の行為又は大阪府知事に対して行われている許可の申請は、この条例の相当規定により市長が行った許可等の処分その他の行為又は市長に対して行われた許可の申請とみなす。

○八尾市墓地、埋葬等に関する法律施行条例施行規則

平成24年３月30日
規則第25号

（趣旨）

第１条　この規則は、八尾市墓地、埋葬等に関する法律施行条例（平成24年八尾市条例第17号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則の用語の意義は、条例の定めるところによる。

（標識）

第３条　条例第４条の標識（以下「標識」という。）は、様式第１号によらなければならない。

（標識の設置期間）

第４条　条例第４条の規定による標識の設置は、条例第５条に規定する説明会（以下「説明会」という。）の開催を予定する日の少なくとも15日前から条例第18条第１項に規定する工事の完了の日までの間、行わなければならない。

（標識の設置の届出）

第５条　条例第４条の規定による届出は、標識設置届出書（様式第２号）を提出することにより行わなければならない。

２　前項の標識設置届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（１）　墓地又は火葬場の設置又は拡張の予定地の周囲100メートル以内の区域の状況を明らかにした図面

（２）　標識を設置した場所を明らかにした位置図

（３）　標識の設置の状況を明らかにした写真

（説明会の開催の周知等）

第６条　条例第４条に規定する申請予定者（以下「申請予定者」という。）は、説明会の開催に当たっては、条例第５条に規定する建物の使用者、管理者等（以下「説明会対象者」という。）の参集の便を考慮して日時及び場所を定めなければならない。

２　申請予定者は、説明会を開催するときは、その旨を説明会対象者に対し、説明会の開催を予定する日の１週間前までに印刷物の配布その他適切な方法により周知させなければならない。

３　前項の規定による周知は、次に掲げる事項について行わなければならない。

（１）　申請予定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

（２）　墓地又は火葬場の区別

（３）　墓地又は火葬場の名称及びその設置又は拡張の予定地

（４）　墓地にあっては、その設置又は拡張に係る敷地面積及び区画数

（５）　火葬場にあっては、その設置又は拡張に係る建築面積、延べ床面積及び階数

（６）　墓地又は火葬場に係る工事の着手及び完了の予定年月日

（７）　説明会の開催を予定する日時及び場所

４　説明会において説明すべき事項は、次に掲げるとおりとする。

（１）　前項第１号から第６号までに掲げる事項

（２）　墓地又は火葬場の設置又は拡張の理由

（３）　墓地又は火葬場の構造設備の概要

（４）　墓地又は火葬場の維持管理の方法

（５）　墓地又は火葬場の設置又は工事の方法等

（説明会の開催の結果の報告）

第７条　条例第５条の規定による報告は、説明会開催結果報告書（様式第３号）を提出することにより行わなければならない。

２　前項の説明会開催結果報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（１）　説明会に参加した者に配付した資料

（２）　墓地又は火葬場の設置又は拡張の予定地の周囲100メートル以内の区域の状況を明らかにした図面

（３）　説明会対象者及び説明会に参加した者の名簿等

（４）　説明会対象者の意見等を記載した書面が提出された場合にあっては、当該書面の写し

（墓地等経営許可申請書等）

第８条　条例第８条第１項の申請書は、墓地等経営許可申請書（様式第４号）とする。

２　条例第８条第１項第６号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（１）　工事の着手及び完了の予定年月日

（２）　法第12条の管理者（以下「管理者」という。）の氏名及び住所

３　条例第８条第２項第５号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

（１）　墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の設置の目的を記載した書面

（２）　法人にあっては、次に掲げる書類及び役員会等の議事録その他の墓地等の経営の許可の申請をすることに関する意思決定を証する書類

ア　宗教法人法（昭和26年法律第126号）第４条第２項に規定する宗教法人にあっては、同法第12条に規定する規則

イ　公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第１項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）にあっては、定款の写し

（３）　墓地等の経営に係る資金計画書

（４）　墓地等の管理及び使用の方法等に係る書類

（５）　申請手続を行う者と申請者が異なる場合にあっては、委任状

（６）　墓地等の位置を明らかにした縮尺5,000分の１程度の位置図

（７）　墓地等の土地に係る地籍図の写し、丈量図及び登記事項証明書

（８）　墓地等の土地が道路その他官公有地に接している場合にあっては、境界確定図の写し

（９）　墓地等の土地に係る工事の工程表

（10）　関係法令に係る許可書又は申請書の写しその他関係法令による手続の進捗状況を明らかにした書類

（11）　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（墓地等変更許可申請書等）

第９条　条例第９条第１項の申請書は、墓地等変更許可申請書（様式第５号）とする。

２　条例第９条第１項第５号の規則で定める事項は、工事の着手及び完了の予定年月日とする。

３　条例第９条第２項第５号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

（１）　墓地等の変更に係る理由書

（２）　法人にあっては、前条第３項第２号ア又はイに掲げる書類及び役員会等の議事録その他の墓地等の変更の許可の申請をすることに関する意思決定を証する書類

（３）　前条第３項第３号から第10号までに掲げる書類

（４）　前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

４　前項の規定にかかわらず、市長が適当であると認めるときは、同項各号に掲げる書類の一部を省略

することができる。

（墓地等廃止許可申請書等）

第10条　条例第10条第１項の申請書は、墓地等廃止許可申請書（様式第６号）とする。

２　条例第10条第１項第２号の規則で定める事項は、廃止の予定年月日とする。

（みなし許可に係る届出書等）

第11条　条例第11条の規定による届出は、みなし許可に係る届出書（様式第７号）を提出することにより行わなければならない。

２　前項のみなし許可に係る届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（１）　条例第11条の処分に係る認可書又は承認書の写し

（２）　届出手続を行う者と届出者が異なる場合にあっては、委任状

（３）　墓地又は火葬場を新設する場合にあっては、条例第８条第２項第１号から第３号までに掲げる書類並びに第８条第３項第１号、第３号、第４号及び第６号から第９号までに掲げる書類

（４）　墓地の区域又は火葬場の施設を変更する場合にあっては、条例第９条第２項第１号、第２号及び第４号に掲げる書類並びに第８条第３項第３号、第４号及び第６号から第９号まで並びに第９条第３項第１号に掲げる書類

（５）　墓地又は火葬場を廃止する場合にあっては、第８条第３項第６号から第９号までに掲げる書類

３　前項の規定にかかわらず、市長が適当と認めるときは、同項各号に掲げる書類の一部を省略することができる。

（墓地及び火葬場の設置場所の基準）

第12条　条例第12条第１項の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

（１）　児童福祉法（昭和22年法律第164号）第36条に規定する助産施設、同法第37条に規定する乳児院、同法第38条に規定する母子生活支援施設、同法第42条に規定する障害児入所施設、同法第43条の２に規定する情緒障害児短期治療施設（入所施設を有するものに限る。）又は同法第44条に規定する児童自立支援施設（入所施設を有するものに限る。）

（２）　医療法（昭和23年法律第205号）第１条の５第２項に規定する診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）又は同法第２条に規定する助産所（入所施設を有するものに限る。）

（３）　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第５条第12項に規定する障害者支援施設、同条第１項に規定する障害福祉サービス事業（同条第７項に規定する生活介護、同条第13項に規定する自立訓練、同条第14項に規定する就労移行支援又は同条第15項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設又は同条第27項に規定する福祉ホーム

（４）　生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第２項に規定する救護施設又は同条第３項に規定する更生施設

（５）　売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設

（６）　老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の４に規定する養護老人ホーム、同法第20条の５に規定する特別養護老人ホーム、同法第20条の６に規定する軽費老人ホーム又は同法第29条第１項に規定する有料老人ホーム

（７）　介護保険法（平成９年法律第123号）第８条第25項に規定する介護老人保健施設

（８）　前各号に掲げるもののほか、市長が告示して定める施設

（変更の届出）

第13条　条例第17条の規定による届出は、変更の内容を明らかにした書類を添えて、墓地等変更届出書（様式第８号）を提出することにより行わなければならない。

（工事の完了の届出）

第14条　条例第18条第２項の規定による届出は、墓地等工事完了届出書（様式第９号）を提出すること

により行わなければならない。

2　前項の墓地等工事完了届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）　墓地等の構造設備を明らかにした図面

（2）　墓地にあっては、その区域を明らかにした図面

（3）　関係法令に係る許可書等の写し

（4）　建築物について法令の規定により検査又は確認を必要とする場合にあっては、その検査又は確認を完了していることを証する書面の写し

（5）　火葬場又は納骨堂にあっては、その登記事項証明書

（6）　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（埋葬の禁止地域）

第15条　条例第20条第１項の規則で定める地域は、埋葬の慣習のある墓地であると市長が認める墓地の区域を除く市の区域とする。

（書類の提出部数）

第16条　条例第８条から第10条までの規定及び第11条の規定により提出する書類の部数は正本１部及び副本２部とし、第５条第１項、第７条第１項、第13条及び第14条の規定により提出する書類の部数は正本１部及び副本１部とする。

（委任）

第17条　この規則の施行について必要な事項は、主管部長が定める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成24年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際、大阪府墓地、埋葬等に関する法律施行細則（昭和60年大阪府規則第49号）の様式により提出されている申請書は、八尾市墓地、埋葬等に関する法律施行条例施行規則様式により提出されたものとみなす。

附　則（平成25年３月30日規則第７号）

この規則は、平成25年４月１日から施行する。ただし、第９条の規定は、平成26年４月１日から施行する。

○　八　尾　市　斎　場　条　例

昭和43年3月30日
条例第15号

改正　昭和47年12月21日条例第36号
昭和53年3月30日条例第7号
昭和59年3月31日条例第7号
平成13年9月28日条例第27号

八尾市火葬場条例（昭和25年八尾市条例第20号）の全部を改正する。

（設置）
第1条　本市に八尾市立斎場（以下「斎場」という。）を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。
名称　八尾市立斎場
位置　八尾市南植松町三丁目50番地の3
（業務）
第1条の2　斎場は、火葬に関する業務を行う。
（施設）
第1条の3　斎場に次の施設を置く。
（1）　火葬室
（2）　霊安室
（3）　待合室
（使用の許可）
第2条　斎場を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。
（使用料）
第3条　前条の規定により使用の許可を受けた者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。
（使用料の減免）
第4条　本市の住民で生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受けているもの等市長が特別の理由があると認めるものに対しては、使用料を減免することができる。
（使用料の返還）
第5条　既納の使用料は、市長が特別の理由があると認める場合のほか、これを返還しない。
（規則への委任）
第6条　この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附　則
この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

附　則（昭和47年12月21日条例第36号）
この条例は、公布の日から施行し、昭和47年11月6日から適用する。

附　則（昭和53年3月30日条例第7号）
この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附　則（昭和59年3月31日条例第7号）
1　この条例は、昭和59年5月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
2　この条例による改正後の八尾市火葬場条例の規定は、施行日以後の火葬場の使用に係るものについて適用する。

附　則（平成13年9月28日条例第27号）
1　この条例は、規則で定める日から施行する。
（平成13年規則第36号で平成14年2月1日から施行）
2　この条例による改正後の八尾市斎場条例の規定は、この条例の施行の日以後の八尾市立斎場の使用に係るものについて適用する。

別表（第３条関係）

施設名	区分		使用料	
			本市の住民	本市の住民でない者
火葬室	大人（満12歳以上）の死体	１体	14,000円	42,000円
	小人（満12歳未満）の死体	１体	8,400円	25,200円
	死産児	１体	2,800円	8,400円
	切断された身体の一部		2,000円	6,000円
霊安室	安置１日につき	１体	2,000円	6,000円
待合室	１室		１回10,000円以内で規則で定める額	１回30,000円以内で規則で定める額

備考１　この表において「本市の住民」とは、死亡当時の住所が本市にあった者又は使用申請者の住所が本市にある者をいう。

２　この表において「待合室」とは、規則で定めるものをいう。

○　八　尾　市　斎　場　条　例　施　行　規　則

昭和50年6月7日
規則第21号

改正　昭和50年8月6日規則第32号
昭和53年4月1日規則第16号
昭和59年4月28日規則第22号
昭和61年4月1日規則第7号
平成3年1月7日規則第2号
平成4年4月1日規則第9号
平成13年12月25日規則第36号
平成16年12月22日規則第47号
平成23年1月21日規則第1号

（趣旨）
第1条　この規則は、八尾市斎場条例（昭和43年八尾市条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
（休場日）
第2条　八尾市立斎場（以下「斎場」という。）の休場日は、1月1日とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、臨時に休場することができる。
（申請及び許可）
第3条　条例第2条の規定により斎場の使用の許可を受けようとする者は、八尾市立斎場使用許可申請書（様式第1号）に火葬許可証又は改葬許可証を添えて市長に提出しなければならない。
2　条例別表備考2の規則で定める待合室とは、斎場2階の和室2室をいい（以下「待合室」という。）、待合室の使用の許可を受けようとする者は、待合室を使用する時において、八尾市立斎場待合室使用許可申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。
3　前2項の使用の許可は、八尾市立斎場使用許可証（様式第3号）又は八尾市立斎場待合室使用許可証（様式第4号）を交付して行う。
4　第1項及び第2項の使用の許可を受けた者は、その権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。
（使用時間等）
第4条　斎場の使用時間は、午前9時から午後5時15分までとする。
2　前条に規定する使用の許可の時間が、午後4時までのものについては即日骨揚げとし、午後4時を過ぎたものについては翌日骨揚げとする。
（使用料の減免）
第5条　条例第4条の規定により使用料を減額又は免除することができる者は、次のとおりとする。
（1）　本市の住民で生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受けているもの　免除
（2）　墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第9条第1項の規定に該当する者　免除
（3）　その他市長において特別の事由があると認めた者　減額又は免除
（使用料の返還）
第6条　条例第5条の規定により使用料を返還することができる場合は、次のとおりとする。
（1）　天災その他使用者の責めに帰することができない理由により斎場を使用することができなくなった場合　既納の使用料の全額
（2）　その他市長が適当と認めた場合　既納の使用料のうち適当であると認めた額
（待合室の使用）
第7条　条例別表の待合室の項の規則で定める額とは、次の表のとおりとする。

施設名	区分	使用料	
		本市の住民	本市の住民でない者
待合室	和室　1室につき	3,000円	9,000円

2　待合室の使用は、おおむね2時間までとする。
3　待合室の使用者は、その使用を終了したときは、これを原状に回復しなければならない。
（損害の賠償）
第8条　使用者は、故意又は過失により、斎場の施設、附属設備等を破損し、若しくは汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。
（遵守事項）
第9条　斎場においては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
（1）　施設、附属設備等を汚し、又は傷つけるおそれのある行為をしないこと。

（2） 所定の場所以外で飲食又は喫煙をしないこと。
（3） 棺内に不燃物、爆発物その他危険物等を入れないこと。
（4） 斎場の管理運営上支障を及ぼす行為をしないこと。
（5） その他職員の指示に従うこと。

（遺体の搬入）

第10条 遺体は、納棺した状態で搬入しなければならない。

（焼骨の引取り）

第11条 使用者は、市長が指定した日時に焼骨を引き取らなければならない。

（細目）

第12条 この規則の施行について必要な事項は、主管部長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年8月6日規則第32号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和50年7月21日から適用する。

附 則（昭和53年4月1日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年4月28日規則第22号）

この規則は、昭和59年5月1日から施行する。

附 則（昭和61年4月1日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年1月7日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年4月1日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年12月25日規則第36号）

（施行期日）

1 この規則は、平成14年2月1日から施行する。

2 この規則による改正後の八尾市斎場条例施行規則の規定は、平成14年2月1日以後の八尾市立斎場の使用に係るものについて適用する。

附 則（平成16年12月22日規則第47号）

この規則は、公布の日から施行する。

（八尾市事務分掌規則の一部改正）

3 八尾市事務分掌規則（昭和38年八尾市規則第180号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（八尾市公印規則の一部改正）

4 八尾市公印規則（昭和33年八尾市規則第131号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（単純な労務に雇用される一般職に属する職員の勤務時間等に関する規則の一部改正）

5 単純な労務に雇用される一般職に属する職員の勤務時間等に関する規則（昭和31年八尾市規則第104号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（単純な労務に雇用される一般職に属する職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正）

6 単純な労務に雇用される一般職に属する職員の特殊勤務手当に関する規則（平成4年八尾市規則第2号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成16年12月22日規則第47号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年1月21日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

○　八　尾　市　立　斎　場　処　務　規　則

平成14年1月28日
規則第1号

改正　平成21年5月29日規則第34号

（目的）

第1条　この規則は、八尾市立斎場（以下「斎場」という。）の事務分掌及び事務処理について必要な事項を定めることを目的とする。

（職員）

第2条　斎場に次の職員を置く。

（1）　技　能　長　　1　名

（2）　その他職員　　若干名

（職務）

第3条　技能長は、環境施設課長（以下「上司」という。）の命を受け、場務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2　所属職員は、技能長の命を受けて、場務に従事する。

（分掌事務）

第4条　斎場の分掌事務は次のとおりとする。

（1）　斎場の運営に関すること。

（2）　斎場の使用に関すること。

（3）　火葬に関すること。

（4）　使用料及び手数料の徴収に関すること。

（帳簿）

第5条　斎場には、次に掲げる帳簿を備え、常にこれを整備しておかなければならない。

（1）　火葬作業日誌

（2）　備品台帳

（3）　出勤簿

（4）　その他必要な帳簿

（業務報告）

第6条　技能長は、毎月前月分の事務の処理状況を上司に報告しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、その都度すみやかに報告しなければならない。

附　則

この規則は、平成14年2月1日から施行する。

附　則

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

○　八　尾　市　墓　地　条　例

平成15年6月30日
条例第22号

改正　平成20年3月31日規則第9号

八尾市墓地条例（昭和24年八尾市条例第51号）の全部を改正する。

（目的）
第1条　この条例は、八尾市立墓地（以下「墓地」という。）の設置及び管理について必要な事項を定め、その使用の適正化を図ることを目的とする。
（定義）
第2条　この条例において「墓所」とは、墳墓を設けるために区画された場所をいう。
（名称及び位置）
第3条　墓地の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。
（墓所使用の目的）
第4条　墓所は、焼骨及びこれに準ずるものの埋蔵又は墳墓の建立の目的以外に使用することができない。
（墓所使用の資格）
第5条　墓所を使用することのできる者は、本市に住所を有する者でなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める者については、この限りでない。
（墓所使用の許可）
第6条　墓所を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。
2　市長は、前項の許可（以下「墓所使用許可」という。）の際に墓地管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。
3　市長は、墓所使用許可を受けた者（以下「墓所使用者」という。）に対し、墓所使用許可証を交付する。
（墓所使用料）
第7条　墓所使用許可を受けようとする者は、別表第2に定める墓所使用料を当該許可の際に納めなければならない。
（管理料）
第8条　墓所使用者は、墓地の維持管理（墳墓の清掃、修理等を除く。）に要する経費として別表第3に定める管理料を所定の時期に納めなければならない。
（墓所使用料等の減免）
第9条　市長は、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による扶助又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている者で墓所使用料及び管理料を負担することが困難であると認めるものには、墓所使用料及び管理料を減免することができる。
（墓所使用料等の還付）
第10条　既納の墓所使用料及び管理料は、還付しない。ただし、第12条の規定により墓所の返還を受けたとき、又は第13条第1項の規定により墓所使用許可を取り消したときは、別表第4の定めるところにより、既納の墓所使用料を還付する。
（墓所使用者の地位の承継）
第11条　墓所使用者の死亡その他の事由により、当該墓所使用者に代わって祖先の祭しを主宰する者は、市長の承認を得て当該墓所使用者の地位を承継することができる。
2　前項の規定により墓所使用者の地位を承継しようとする者は、その事由発生後直ちに市長に申請しなければならない。
（不要墓所の返還）
第12条　墓所使用者は、墳墓が不要になったときは、直ちに市長に届け出るとともに、当該墓所を原状に復し返還しなければならない。
（墓所使用許可の取消し）
第13条　墓所使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は墓所使用許可を取り消すことができる。
（1）　第4条に定める目的以外に墓所を使用したとき。
（2）　墓所を譲渡又は転貸したとき。
（3）　墓所使用許可後1年を経過しても使用しないとき。ただし、碑表その他囲障を設けたときは、この限りでない。

（4） 墓所使用者が死亡した日から3年を経過しても第11条第2項の規定による申請がなされないとき。
（5） 墓所使用者が住所不明となり7年を経過しても第11条第2項の規定による申請がなされないとき。
（6） 管理料を3年間納めないとき。
（7） 法令、この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又は市長の指示に従わないとき。
2 前項の規定により墓所使用許可を取り消された者は、直ちに当該墓所を原状に復し返還しなければならない。
3 墓所使用許可を取り消された者が、当該墓所使用許可の取消しの日から1年以内に前項の措置を行わないときは、市長が代わって執行し、その費用を当該墓所使用許可を取り消された者から徴収する。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その費用を徴収しないことができる。

（墳墓の移転及び墓所の返還）

第14条 市長は、墓地の管理上その他の理由により必要があると認めるときは、墳墓を移転させ、又は墓所を返還させることができる。
2 市長は、前項の規定により墳墓を移転させ、又は墓所を返還させようとするときは、あらかじめ墓所使用者にその旨を通知するとともに、その損失を補償しなければならない。

（墓所使用者の住所等変更）

第15条 墓所使用者は、本籍、住所、氏名その他墓所使用許可証の記載事項について異動が生じたときは、直ちに市長に届け出なければならない。

（工作の許可）

第16条 墓所使用者は、墓碑の建立等の工作をしようとするときは、あらかじめ市長に申請し、その許可を受けなければならない。

（焼骨等の埋蔵）

第17条 墓所使用者は、焼骨及びこれに準ずるものの埋蔵又は取出しをしようとするときは、そのつど市長に届け出なければならない。

（墓所使用者の義務）

第18条 墳墓の清掃、修理等は、すべて墓所使用者が行わなければならない。
2 墓所使用者が前項の規定に反し、かつ、墓地管理上市長が必要と認めるときは、市長が墳墓の清掃、修理等を行い、その費用を当該墓所使用者から徴収する。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その費用を徴収しないことができる。

（賠償又は補修）

第19条 墓所使用者が、他の墓所使用者の墳墓又は墓地の施設に損害を与えたときは、当該損害を与えた墓所使用者は、自己の負担により賠償又は補修しなければならない。

（管理責任）

第20条 災害、盗難等市の責めに帰さない事由により、墳墓が損害を受けたときは、市はその責めを負わない。

（禁止行為）

第21条 墓地内では、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。
（1） 物品販売等の営利行為
（2） 墓地内の土地又は物件の損壊行為
（3） 前2号に掲げるもののほか、市長が墓地の管理上禁止することが必要と認める行為

（委任）

第22条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成15年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 第7条の墓所使用料及び第8条の管理料については、平成15年7月1日以後に墓所使用許可を受けた者から適用する。
3 この条例による改正前の八尾市墓地条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

別表第１（第３条関係）

名　称	位　置
八尾市立久宝寺墓地	八尾市北久宝寺三丁目50番地
八尾市立龍華墓地	八尾市南植松町三丁目43番地
八尾市立西郡新墓地	八尾市高砂町一丁目８番地
八尾市立安中墓地	八尾市南本町九丁目22番地

別表第２（第７条関係）

名　称	墓所使用料	
	単　位	金　額
八尾市立久宝寺墓地	１区画（１平方メートル）につき	400,000円
八尾市立龍華墓地	１区画（１平方メートル）につき	400,000円
八尾市立西郡新墓地	１区画（1.5平方メートル）につき	51,000円
八尾市立安中墓地	１区画（2.7平方メートル）につき	126,000円

別表第３（第８条関係）

名　称	管　理　料	
	単　位	金額（年額。ただし、４月１日から翌年の３月31日までとする。）
八尾市立久宝寺墓地	１平方メートルにつき	1,300円
八尾市立龍華墓地		
八尾市立西郡新墓地		
八尾市立安中墓地		

備考　墓所使用許可日の属する年度（４月１日から翌年の３月31日までの１年の期間をいう。）における管理料の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる率を1,300円に乗じて得た額とする。

墓所使用許可日の区分	率
４月１日から６月30日まで	100分の100
７月１日から９月30日まで	100分の75
10月１日から12月31日まで	100分の50
１月１日から３月31日まで	100分の25

別表第４（第10条関係）

区　分	墓所使用許可を受けてからの年数	還付金額
第12条の規定による墓所の返還	１年未満	既納墓所使用料の100分の80の額
	１年以上10年未満	既納墓所使用料の100分の50の額
	10年以上20年未満	既納墓所使用料の100分の20の額
第13条第１項の規定による墓所使用許可の取消し	10年未満	既納墓所使用料の100分の50の額
	10年以上20年未満	既納墓所使用料の100分の20の額

附　則（平成20年３月31日条例第９号）

この条例は、平成20年４月１日から施行する。

○　八　尾　市　墓　地　条　例　施　行　規　則

平成15年6月30日
規則第27号

改正　平成19年3月30日規則第29号
平成23年1月21日規則第1号
平成23年6月22日規則第52号
平成24年7月6日規則第45号
平成25年5月13日規則第58号

八尾市墓地条例施行規則（昭和39年八尾市規則第30号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条　この規則は、八尾市墓地条例（平成15年八尾市条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（墓所使用の目的）

第2条　条例第4条及び第17条に規定するこれに準ずるものは、遺髪、遺品その他市長が適当と認めるものとする。

（墓所使用の資格等）

第3条　条例第5条に規定する本市に住所を有する者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者とする。

2　条例第5条ただし書に規定する市長が特別の理由があると認める者は、条例第11条第1項の規定による墓所使用者の地位を承継する者その他市長が必要と認める者とする。

3　市長は、墓所使用の募集を行うに当たっては、八尾市民の墓地の需要状況等を考慮し、遺骨を保有する者であること等必要な応募者の資格を定めることができる。

（墓所使用許可の申請）

第4条　条例第6条第1項の規定により墓所使用許可を受けようとする者は、墓所使用許可申請書（様式第1号）に、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1）　焼骨を保管している者及び改葬を予定している者

ア　住民票の写し（全部の事項が記載されているものに限る。ただし、市長が不要と認める事項については、省略することができる。次号及び第9条第1項第2号において同じ。）

イ　墓所使用許可を受けようとする者と死亡者との続柄を確認できる除籍謄本等

ウ　その他市長が必要と認める書類

（2）　前号に規定する以外の者

ア　住民票の写し

イ　その他市長が必要と認める書類

（墓所使用許可証）

第5条　条例第6条第3項の墓所使用許可証は、様式第2号のとおりとする。

（管理料の納付）

第6条　条例第8条に規定する管理料を納めなければならない所定の時期は、墓所使用許可日の属する年度にあっては当該墓所使用許可日とし、墓所使用許可日の属する年度以後にあっては当該年度の5月31日までとする。

2　管理料は、当該年度分の年額を前項に規定する時期に一括して納めなければならない。

（墓所使用料等の減免）

第７条　条例第９条の規定により、墓所使用料の減免を受けようとする者は墓所使用料減免申請書（様式第３号）を、管理料の減免を受けようとする者は墓地管理料減免申請書（様式第４号）を市長に提出しなければならない。

（墓所使用料の還付）

第８条　条例第10条の規定により墓所使用料の還付を受けようとする者は、墓所使用料還付請求書（様式第５号）を市長に提出しなければならない。

（墓所使用者の地位の承継）

第９条　条例第11条第２項の規定により墓所使用者の地位を承継しようとする者は、墓所使用者地位承継申請書（様式第６号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（１）　墓所使用許可証

（２）　承継しようとする者の住民票の写し

（３）　使用者と承継しようとする者との続柄を証する書類

（４）　その他市長が必要と認める書類

２　市長は、墓所使用者の地位の承継を承認したときは、墓所使用許可証に必要事項の記入を行う。

（不要墓所の返還）

第10条　条例第12条の規定により使用している墓所を返還しようとする墓所使用者は、墓所返還届（様式第７号）に、墓所使用許可証その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

（墓所使用許可の取消し）

第11条　条例第13条第３項ただし書に規定する市長がやむを得ない事情があると認めるときは、費用を徴収すべき当該墓所使用許可を取り消された者の所在が不明であるときその他市長が必要と認めるときとする。

（住所等の変更届）

第12条　条例第15条に規定する異動の届出は、墓所使用者住所等変更届（様式第８号）に墓所使用許可証及び異動を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

（工作の許可）

第13条　条例第16条の工作の許可（以下この条において「工作の許可」という。）を受けようとする墓所使用者は、墳墓工作許可申請書（様式第９号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（１）　墓所使用許可証

（２）　工作物の図面

（３）　その他市長が必要と認める書類

２　市長は、工作の許可をしたときは、墳墓工作許可証（様式第10号）を交付する。

３　工作の許可を受けた墓所使用者は、工作完了後、墳墓工作完了届（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（墓碑等の基準）

第14条　墓所に設置する墓碑等の基準は、次のとおりとする。

（１）　墓碑及びこれに類するものの高さは、地面より1.8メートル以内とする。ただし、市長がこれによりがたいと認めたときは、この限りでない。

（２）　墓碑の方向は、市長が定める方位とする。

（３）　その他墓碑等の設置に関する基準については市長が定める。

（埋蔵等の届出）

第15条　条例第17条に規定する届出は、焼骨等埋蔵・取出し届（様式第12号）に、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1） 焼骨を埋蔵するとき　火葬許可証（火葬執行証明済みのものに限る。）、改葬許可証又は分骨証明書

（2） 前号に規定する以外のとき　市長が必要と認める書類

（分骨証明書の発行）

第16条　墓所使用者が埋蔵している焼骨の分骨を行うときは、分骨証明交付申請書（墓地用）（様式第13号）を市長に提出し、分骨証明書（墓地用）（様式第14号）の交付を受けなければならない。

（墓所使用者の義務）

第17条　墓所使用者は、常に使用墳墓の清浄を維持し、使用墓所内の墓碑その他工作物の転倒等により、危険又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあるときは、速やかに修理その他必要な措置を講じなければならない。

2　条例第18条第2項ただし書に規定する市長がやむを得ない事情があると認めるときは、費用を徴収すべき当該墓所使用者の所在が不明であるときその他市長が必要と認めるときとする。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成15年7月1日から施行する。

（経過措置）

2　この規則による改正前の八尾市墓地条例施行規則の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当の規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附　則（平成19年3月30日規則第29号）

（施行期日）

1　この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第1項の規定により収入役がなお従前の例により在職する場合においては、第1条の規定による改正前の八尾市墓地条例施行規則様式第5号及び第2条の規定による改正前の八尾市納骨堂条例施行規則様式第6号は、なおその効力を有する。

附　則（平成23年1月21日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成23年6月22日規則第52号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成24年7月6日規則第45号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附　則（平成25年5月13日規則第58号）

この規則は、公布の日から施行する。

○　八　尾　市　納　骨　堂　条　例

平成16年6月30日
条例第20号

（目的）

第1条　この条例は、八尾市立納骨堂（以下「納骨堂」という。）の設置及び管理について必要な事項を定め、その使用の適正化を図ることを目的とする。

（名称及び位置）

第2条　納骨堂の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称　八尾市立納骨堂

位置　八尾市南植松町三丁目50番地の3

（使用の目的）

第3条　納骨堂は、焼骨等（焼骨及びこれに準ずるものをいう。以下同じ。）の収蔵及びその祭しのために使用するものとする。

（使用の資格）

第4条　納骨堂を使用することのできる者は、本市に住所を有する者でなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める者については、この限りでない。

（使用の許可）

第5条　納骨堂を使用しようとする者は、市長に申請し、その許可を受けなければならない。

2　市長は、前項の許可（以下「使用許可」という。）の際に納骨堂管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

3　市長は、使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）に対し、使用許可証を交付する。

（使用期間及び更新）

第6条　納骨堂の使用期間は、4月1日から翌々年の3月31日までの2年間とする。ただし、使用許可を受けた日（以下この項において「許可日」という。）が4月1日でない場合の当該使用期間は、許可日から許可日の属する年の翌々年（許可日が1月1日から3月31日までの日である場合にあっては、許可日の属する年の翌年）の3月31日までとする。

2　前項の使用期間は、更新することができる。

3　前項の規定により、使用期間の更新をしようとする使用者は、当該使用期間が満了する1月前までに市長に申請し、その許可を受けなければならない。

（使用料）

第7条　使用許可を受けようとする者及び前条第3項の許可を受けようとする使用者は、焼骨等の収蔵のために区画された施設（以下「納骨壇」という。）の使用料を当該許可の際に納めなければならない。

2　使用料の額は、1区画2年につき12,000円とする。ただし、使用期間が2年に満たない場合の使用料の額は、500円に当該使用期間の月数（1月に満たない月についても1月とみなす。）を乗じて得た額とする。

3　前項の規定にかかわらず、第1項に規定する者が当該許可の申請を行う際に本市に住所を有していない場合の使用料の額は、前項に規定する使用料の額の100分の150に相当する額とする。

（使用料の免除）

第8条　市長は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を免除することができる。

（使用料の還付）

第９条　既納の使用料は、還付しない。ただし、第11条第１項第１号の規定により納骨壇の返還を受けたときは、500円に返還した日の属する月の翌月から当該使用期間満了までの月数を乗じて得た額を還付する。

（使用者の地位の承継）

第10条　使用者の死亡その他の事由により、当該使用者に代わって祖先の祭しを主宰する者は、市長の承認を得て当該使用者の地位を承継することができる。

２　前項の規定により使用者の地位を承継しようとする者は、その事由発生後直ちに市長に申請しなければならない。

（納骨壇の返還）

第11条　使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに納骨壇に収蔵した焼骨等を引き取り、当該納骨壇を原状に復し返還しなければならない。

（１）納骨壇を使用しなくなったとき。

（２）使用期間が満了し、更新しないとき。

（３）次条の規定により使用許可を取り消されたとき。

２　市長は、前項に規定する者が同項の措置を行わないときは、当該焼骨等を一定の場所に改葬し、又は移転することができる。

（使用許可の取消し）

第12条　使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は使用許可を取り消すことができる。

（１）第３条に規定する目的以外に納骨堂を使用したとき。

（２）納骨堂の使用権を譲渡又は転貸したとき。

（３）法令、この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又は市長の指示に従わないとき。

（焼骨等の移転及び納骨壇の返還）

第13条　市長は、納骨堂の管理上その他の理由により必要があると認めるときは、焼骨等を移転させ、又は納骨壇を返還させることができる。

２　市長は、前項の規定により焼骨等を移転させ、又は納骨壇を返還させようとするときは、あらかじめ使用者にその旨を通知するとともに、その損失を補償しなければならない。

（使用者の住所等変更）

第14条　使用者は、本籍、住所、氏名その他使用許可証の記載事項について異動が生じたときは、直ちに市長に届け出なければならない。

（焼骨等の収蔵等）

第15条　使用者は、焼骨等の収蔵又は取出しをしようとするときは、そのつど市長に届け出なければならない。

（損害賠償）

第16条　納骨堂の施設等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

（委任）

第17条　この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、平成16年11月１日から施行する。

（経過措置）

２　第５条第１項に規定する使用の申請については、この条例の施行の日前においても平成16年11月１日以後行うことができる。

○　八　尾　市　納　骨　堂　条　例　施　行　規　則

平成17年1月14日
規則第2号

改正　平成19年3月30日規則第29号
平成23年1月21日規則第1号
平成23年3月22日規則第10号
平成24年7月6日規則第45号

（趣旨）

第1条　この規則は、八尾市納骨堂条例（平成16年八尾市条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（休堂日）

第2条　八尾市立納骨堂（以下「納骨堂」という。）の休堂日は、1月1日とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、臨時に休堂することができる。

（開堂時間）

第3条　納骨堂の開堂時間は、午前9時から午後5時15分までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、開堂時間を変更することができる。

（焼骨等）

第4条　条例第3条に規定する焼骨は、骨つぼ等に収めなければならない。

2　条例第3条に規定するこれに準ずるものは、遺髪その他市長が適当と認めるものとする。

（使用の資格）

第5条　条例第4条に規定する本市に住所を有する者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者とする。

2　条例第4条ただし書に規定する市長が特別の理由があると認める者は、条例第10条第1項の規定による使用者の地位を承継する者その他市長が必要と認める者とする。

（使用許可の申請）

第6条　条例第5条第1項の規定により使用許可を受けようとする者は、納骨堂使用許可申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1）　住民票の写し（全部の事項が記載されているものに限る。ただし、市長が不要と認める事項については、省略することができる。第11条第1項第2号において同じ。）

（2）　使用許可を受けようとする者と死亡者との続柄を確認できる除籍謄本等

（3）　その他市長が必要と認める書類

（使用許可証）

第7条　条例第5条第3項に規定する納骨堂使用許可証は、様式第2号のとおりとする。

（使用期間の更新）

第8条　条例第6条第3項の規定により使用期間の更新の許可を受けようとする者は、当該使用期間の満了する3月前から1月前までの間に、納骨堂使用許可更新申請書（様式第3号）に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2　市長は、条例第6条第3項の規定により使用期間の更新の許可を受けた者に対し、前条の納骨堂使用許可証を交付する。

（使用料の免除）

第9条　条例第8条の規定により使用料を免除することができる者は、次のとおりとする。

（1）　天災又は火災の被害を受け、特に市長が必要と認めた者

（2）　本市の住民で生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による扶助を受けている者

（3）　本市の住民で前年（第3項に規定する免除の申請日が1月1日から6月30日までの日である場

合にあっては、前々年。以下この号において同じ。）中の当該世帯の所得の総額が、前年中の生活保護基準に準じて市長が定める基準額以下の世帯に属する者

（4） その他市長が特に必要と認めた者

2 使用料の免除の期間は、条例第6条第1項に規定する使用期間とし、使用期間を更新したときの使用料の免除の期間は、当該更新に係る期間とする。

3 条例第8条の規定により使用料の免除を受けようとする者は、納骨壇使用料免除申請書（様式第4号）に免除事由を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

4 市長は、使用料の免除を決定したときは、納骨壇使用料免除通知書（様式第5号）を交付する。

（使用料の還付）

第10条 条例第9条の規定により使用料の還付を受けようとする者は、納骨壇使用料還付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（使用者の地位の承継）

第11条 条例第10条第1項の規定により使用者の地位を承継しようとする者は、納骨堂使用者地位承継申請書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1） 納骨堂使用許可証

（2） 承継しようとする者の住民票の写し

（3） 使用者と承継しようとする者との続柄を証する書類

（4） その他市長が必要と認める書類

2 市長は、使用者の地位の承継を承認したときは、納骨堂使用許可証に必要事項の記入を行う。

（納骨壇の返還）

第12条 条例第11条第1項の規定により使用している納骨壇を返還しようとする使用者は、納骨壇返還届（様式第8号）に納骨堂使用許可証その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

（焼骨等の移転等）

第13条 市長は、条例第11条第2項の規定により、当該焼骨等を保管庫等に移転し、当該使用者が住所不明となり7年を経過しても条例第11条第1項の措置を行わないときは、当該焼骨等を無縁墳墓等に改葬することができる。

（分骨証明書の発行）

第14条 使用者が収蔵している焼骨の分骨を行うときは、分骨証明交付申請書（納骨堂用）（様式第9号）を市長に提出し、分骨証明書（納骨堂用）（様式第10号）の交付を受けなければならない。

（住所等の変更届）

第15条 条例第14条に規定する異動の届出は、納骨堂使用者住所等変更届（様式第11号）に納骨堂使用許可証及び異動を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

（収蔵等の届出）

第16条 条例第15条に規定する届出は、焼骨等収蔵・取出し届（様式第12号）に、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1） 焼骨を収蔵するとき 火葬許可証（火葬執行証明済みのものに限る。）、改葬許可証又は分骨証明書

（2） 前号に規定する以外のとき 市長が必要と認める書類

（遵守事項）

第17条 納骨堂においては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1） 納骨堂の施設、附属設備等を汚し、又は傷つけるおそれのある行為をしないこと。

（2） 所定の場所以外で火気を使用しないこと。

（3） 飲食又は喫煙をしないこと。

（4） 納骨堂の管理運営上支障を及ぼす行為をしないこと。

（5） その他職員の指示に従うこと。

附　則

この規則は、平成17年１月15日から施行する。

附　則（平成19年３月30日規則第29号）

（施行期日）

1　この規則は、平成19年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第３条第１項の規定により収入役がなお従前の例により在職する場合においては、第１条の規定による改正前の八尾市墓地条例施行規則様式第５号及び第２条の規定による改正前の八尾市納骨堂条例施行規則様式第６号は、なおその効力を有する。

附　則（平成23年１月21日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成23年３月22日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成24年７月６日規則第45号）

この規則は、平成24年７月９日から施行する。

平成２５年度　八尾市清掃事業

平成２６年２月発行　　刊行物番号　Ｈ２５―８６

〒５８１－００１７　大阪府八尾市高美町五丁目２番２号　八尾市清掃庁舎内
八　尾　市　　経　済　環　境　部
資源循環課　減量推進係・指導係
ＴＥＬ：０７２（９２４）３８６６・（９９４）１４３６・（９９４）３９０９
ＦＡＸ：０７２（９２３）７１３５
e-mail:shigen@city.yao.osaka.jp
環境事業課　業務推進係
ＴＥＬ：０７２（９９１）６２５４
ＦＡＸ：０７２（９９９）４６２５
e-mail:kankyoujigyouka@city.yao.osaka.jp
粗大ごみ受付センター
ＴＥＬ：０８００（２２２）９９６６（通話料無料）
※携帯電話・ＰＨＳ・一部のＩＰ電話からは、
０７２（９２３）９９６６（通話料が必要）
ＦＡＸ：０７２（９２３）００３０
環境施設課　施設管理係
ＴＥＬ：０７２（９９１）７３６２・（９９２）２１３９
ＦＡＸ：０７２（９９９）４６２５
e-mail:kankyousisetuka@city.yao.osaka.jp
八尾市立リサイクルセンター
〒５８１－００２６　大阪府八尾市曙町二丁目１１番地
ＴＥＬ：０７２（９９２）２０６０
八尾市立リサイクルセンター学習プラザ「めぐる」
ＴＥＬ：０７２（９９４）０５６４
八尾市一般廃棄物最終処分場
〒５８１－０８５１　大阪府八尾市上尾町九丁目３６番地
ＴＥＬ：０７２（９９３）１７６７
八尾市立斎場
〒５８１－００９１　大阪府八尾市南植松町三丁目５０番地の３
ＴＥＬ：０７２（９２３）１４９３
ＦＡＸ：０７２（９９２）９６６６
八尾市立衛生処理場
〒５８１－０８５１　大阪府八尾市上尾町八丁目２４番地の１
ＴＥＬ：０７２（９２２）３２３６
ＦＡＸ：０７２（９２４）４１８３

八尾市清掃庁舎

平成二十五年度

八尾市清掃事業

八尾市　経済環境部

再生紙を使用しています。